地デジコース提供に関する特約

(2024年11月30日までにご契約のお客さま)

第1条(総則)

横浜ケーブルビジョン株式会社(以下「当社」といいます。)は、ケーブルテレビサービス加入契約約款(以下「約款」といいます。)の第14条第1項第3号に定めるその他番組サービスの一つとして、約款に付してこの特約を定めます。

第2条(提供するコース)

コース名称及び利用料金は下表のとおりとします

コース名称	利用料金(月額)
地デジコース	1,000円(税込1,100円)

- 2 当社で受信した地上波放送等の電波を提供する再放送サービスとなります。
- 3 提供チャンネルは、テレビ本体のチューナーを使用して視聴可能な下表のチャンネルとします。

地上デジタル放送 NHK総合、NHK Eテレ、tvk、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、テレビ東京、フジテレビ、	
	токуо мх
専門チャンネル	YCVチャンネル、YCV情報チャンネル

※ 約款第35条(放送内容の変更)の定めにより、当社は事情により加入者の承諾を得ることなく、提供するチャンネルを変更することがあります。

第3条 (提供する範囲)

本コースは、戸建住宅を対象とします。

第4条(工事費等)

本コースの提供にあたり、必要となる工事費等は各種料金表のとおりとします。

第5条 (利用料金及び工事費等の支払い)

利用料金及び工事費等の支払い方法は、当社が指定する方法により支払うものとし、月額利用料金は毎月支払うものとします。

第6条(適用除外)

本コースお申し込み時点で、ケーブルテレビサービスの一時休止を希望する場合は適用除外とします。

第7条 (その他)

当社は、加入者の承諾を得ることなくこの特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。また、この特約を当社が変更する場合は、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社が定める方法により通知します。

2 本特約に定めのない事項は、約款の定めに準じます。

附則

1 本コースは、2022 年 10 月 1 日より当社が認めた場合のみ、新たな申込受付及び変更を受け付けます。

(実施期日)

この特約は、2018年6月1日より改定実施します。

(実施期日)

この特約は、2022年10月1日より改定実施します。

(実施期日)

この特約は、2024年12月1日より改定実施します。